

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月23日

【会社名】 フォルヴィア・エス・イー  
(FORVIA SE)

【代表者の役職氏名】 ブルーノ・サライヴァ  
(Bruno Saraiva)  
グループ財務責任者  
(Group Financing Director)

【本店の所在の場所】 フランス、ナンテール、92000、シャン・ピエール通り  
23-27番地  
(23-27, avenue des Champs Pierreux, 92000 Nanterre -  
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子  
弁護士 毒嶋 拳矢  
弁護士 篠崎 慎一郎  
弁護士 多加谷 慶一郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1663

【発行登録の対象とした  
募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

|                |               |
|----------------|---------------|
| 提出日            | 2024年11月15日   |
| 効力発生日          | 2024年11月23日   |
| 有効期限           | 2026年11月22日   |
| 発行登録番号         | 6 - 外1        |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 1,200億円 |
| 発行可能額          | 1,200億円       |

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年1月23日（提出日）である。

- 【提出理由】 2024年11月15日付発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）  
2024年6月28日関東財務局長に提出  
事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）  
2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）  
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）  
2024年9月30日関東財務局長に提出  
事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）  
2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度（2026年度中）（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）  
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

該当事項なし

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

#### 7【訂正報告書】

該当事項なし

<訂正後>

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）  
2024年6月28日関東財務局長に提出  
事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）  
2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）  
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）  
2024年9月30日関東財務局長に提出  
事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）  
2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度（2026年度中）（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）  
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年1月23日に関東財務局長に提出

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし